

港区長 武 井 雅 昭 様

2018年度当初予算に対する重点要望書

2017年 9月12日

日本共産党港地区委員会

委員長 千 葉 一 成

日本共産党港区議員団

大 滝 実
いのくま 正 一
熊 田 ち づ 子
風 見 利 男

2018年度当初予算に対する重点要望書の提出にあたって

景気の動向は、政府が「景気拡大は57か月となり、いざなぎ景気に並ぶ」と発表しているのとは裏腹に、国民・区民の生活実感には景気回復感はほとんどありません。政府の賃金や消費などの統計を見ても裏づけられています。国民の個人消費がほとんど増えず、大企業のもうけは内部留保に回るばかりで賃金は上がらず、雇用もパートや派遣など安上がりの「非正規」を増やしただけです。

安倍内閣は、社会保障のさらなる国民負担と切り捨てを計画し、消費税の大増税は先送りはされたものの、2019年10月には10%への引き上げ実施を公言するなど、国民の暮らしは、ますます厳しくなるばかりです。

また、戦争法（安保関連法）の具体化が着々と進められ、日本が戦争に巻き込まれる危険性が高まっています。

さらに、安倍内閣は、憲法の明文改憲も狙うなど、平和・民主主義にとっても重大な局面を迎えています。

こうした中で編成される来年度予算では、区民の暮らし、営業、福祉を応援するとともに、平和で安全な港区に確実にして行かなくてはなりません。

日本共産党港地区委員会と港区議員団は、区民の切実な要望を聞き取り、各団体との懇談会などで出された切実な要望を集約し、2018年度予算の重点要望としてまとめました。

一つ一つの項目について、真摯に受けとめ、予算案に反映するよう強く求めます。

尚、来年度予算編成前に具体化できる施策については、速やかな実施を求めます。

回答にあたっては、各項目について具体的に示されるようお願いいたします。

【1】区民のための区政運営をすすめるために

1. 区民の立場に寄りそった職員の相談業務となるよう徹底すること。
2. 区民のプライバシー保護、サービス低下をさせないために、区の仕事の民間丸投げをやめること
 - ① 指定管理者に委託している施設については直営に戻すこと。
 - ② 新たな指定管理は行わないこと。
 - ③ 非常勤職員の抜本的な待遇改善を行うこと。常用化している非常勤雇用や派遣労働者をやめ、正規職員を採用すること。
3. 総合支所制度について
 - ① 窓口業務は、区民要望に迅速に対応できるよう、経験豊富な職員を配置するとともに、業務量に見合う職員数とすること。
 - ② 建築問題や環境問題など専門的・集中的に対応が必要な問題は支援部で扱うこと。
 - ③ 電話交換業務を区職員がおこなうこと（午後5時以降も）。
4. 常勤監査委員制を採用すること。また、多様化する事務・事業に対応できるよう、事務局体制を強化すること。
5. 庁舎、宿舍跡地など国有地、都営住宅跡地などの公有地などについては、区民要望に基づいて迅速に取得すること。
6. ちいばすの改善について
 - ① 田町ルートのみなとパーク芝浦まで延伸（周回）すること。
 - ② 白金、白金台、三田5丁目地域に路線を新設すること。
 - ③ バス停にベンチ、屋根をすみやかに設置すること。
 - ④ 運行間隔を15分にする。
 - ⑤ 南青山7丁目（赤坂見附方面行）バス停を経由するルートにすること。
 - ⑥ 区施設を走る「ちいばす」の終バスを延長すること。
 - ⑦ 要介護者をコミュニティバスの乗車運賃助成の対象とすること
 - ⑧ 区内観光名所をめぐるルートと、水辺や各放送局をめぐるルートを急ぎ新設すること。

【2】区内各地の巨大開発を抜本的に見直し、大企業の利益優先、住民追い出しをやめ、住民が安心して住みつつけられるまちづくりを

1. これ以上の住民追い出し、環境破壊を許さないため、国家戦略特区、アジアヘッドクォーター特区、特定都市再生緊急整備地域などをやめるよう、国・都に求めること。
2. 巨大ビル建設推進を改め、区民要望の強い絶対高さ制限を全地域に導入すること。
3. 市街地再開発事業の検証を行うこと。
4. 森ビルなど大企業主導の住民追い出しになる市街地再開発事業を見直すとともに、補助金支出を止めること。
5. 「まちづくり条例」を「住みつつけられるまちづくり」となるよう改定し、これまでの巨大ビル建設推進策を改めること。
6. 「紛争予防条例」を条例の趣旨に沿ったものとなるよう、事業主を強力に指導すること。
7. 建築計画の説明会の案内と一緒に説明会資料（図面等）を配布すること。
8. 「紛争予防条例」に基づく説明会報告書は、安易に受け取らないこと。
9. 住宅地では土曜日に解体工事や建設工事を行わないよう事業者を指導すること。
10. 土地活用について
学校跡地や伊豆健康学園などの区有地を安易に処分することなく、低所得者でも住める公的住宅建設、福祉・教育等用地として活用すること。
11. 港区環境影響調査制度について
 - ① 開発区域毎のアセスではなく、実態が正確に反映される総合アセスメント制度に改めること。
 - ② 事後の環境影響調査の住民説明会を行うこと。
12. 歴史的景観と文化財を守ること。

【3】地球環境を守るために

1. IPCC 報告書に指摘されているように、地球の気温上昇を産業革命前と比べ2度未満に抑えるよう、区としてもあらゆる努力を払うこと。

2. 産業界は日本の温室効果ガスの総排出量の8割を占めており、国に対して経済界との公的協定の締結を行うよう求めること。
3. ゴミを減量するため、製造者責任を求めると共に、「まぜればゴミ、分ければ資源」の立場に立ち、一層の分別の種類を増やすこと。
4. 港区は事業系ゴミが8割を占めており、減量のための啓発活動、減量システムづくりの支援を強めること。

【4】高齢者の暮らし・福祉を守るために

1. 国に対して、医療、介護など社会保障の改悪を行わないよう要請すること。
2. GPS つきの靴の購入に援助すること。
3. 後期高齢者医療制度の廃止を国に強く要求すること。
4. 70歳以上の医療費を無料にするよう国に要求すること。
5. 実現するまでは、区独自で70歳以上の高齢者の医療費を無料にすること。
6. 70歳から74歳の医療費の窓口2割負担をもとに戻すよう国に要求すること。
7. 国保料、介護保険料を引き下げること。
8. 特養等介護施設にかかわる経費は、保険料の算定基礎から除外すること。
9. 介護給付費への国庫負担を現在の1/4から1/2に引き上げるよう国に要求すること。実現するまでの措置として、国の負担割合を25%とし、調整交付金の5%は別枠とするよう国に要求すること。
10. 国が改善するまで、不足している調整交付金は一般財源を投入し、1号被保険者の保険料の軽減を図ること。
11. 介護保険料は世帯単位ではなく、被保険者の収入とするよう国に求めること。
12. 介護保険料の所得区分を更に細分化すること。
13. 希望するサービスが受けられるよう、現計画をさらに補強し、特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人保健施設、高齢者グループホーム、小規模多機能型施設など高齢者施設の整備計画を作ること。
14. 訪問介護での生活援助の時間短縮の撤回を国に求めること。

15. 国が改善するまで区が生活援助の時間短縮分を補助すること。
16. 要支援1、2の人達の介護保険制度サービスを従前に戻すよう、国に求めること。
17. 要介護1・2訪問介護（生活援助）と通所介護の「保険外し」を行わないよう国に要請すること。
18. 福祉用具の貸与の全額負担導入に反対すること。
19. 特別養護老人ホームの新規入所対象者を原則要介護3以上に限定しているのは、法律に反するので、希望者が入所できるよう改正を国に求めること。特養ホームは個室だけでなく、多床室を含むものとする。
20. 港区の実態に合わせ、高齢者のグループホームやグループリビングなどの家賃助成を行い、負担軽減を図ること。
21. 家族介護者への休息や休養のための支援策を検討すること。

【5】誰もが安心して生活できるための生活福祉施策の充実を

1. 生活に困ったとき、誰もが憲法25条にもとづく権利として生活保護の申請ができるように対応すること。
2. 困難なケースを抱えた相談者が増えている。ケースワーカーを増員して一人一人の相談者・被保護者の立場に立って対応すること。
3. 老齢加算の復活を国に要求すること。6. 夏季加算を国に求めること。実現するまでの間、港区として実施すること。
4. 母子加算の削減を行わないよう国に求めること。
5. 都心での熱中症対策として、エアコン設置に対する支援策を国や都に求めること。

【6】すべての子どもたちが健やかに育つための施策の充実を

1. 保育園の待機児童解消のため、区立認可保育園を基本とし増設すること。
2. 保育園については区直営とすること。
3. 指定管理や委託先の保育士等職員の労働条件は区職員と同等の水準になるよう、区の責任で保障すること。
4. 公立保育園に指定管理を導入しないこと。現在、指定管理中の保育園につ

いては区直営に戻すこと。

5. 条件の整った港区保育室を早急に認可保育園とすること。
6. 認可・認証保育園、認可外保育園の保育料を所得 400 万円以下の世帯については無料にすること。所得 1,000 万円以下の世帯の保育料を段階的に減額すること。
7. 保育園、幼稚園、学校の校庭の天然芝生化を進めること。
8. 医療的ケアの必要な子どもへの支援について
 - ① 医療的ケアの必要な子どもが保育園を利用できるよう体制を整えること。
 - ② 医療的ケアの必要な子どもも障害児同様認可保育園等の調整指数について配慮をすること。
 - ③ 一時保育等を利用できるよう体制を整えること。
9. 就学前の医療費無料化を国に要求すること。
10. 高校生の医療費を無料化すること。
11. 子育て世代の家賃助成を行うこと。

【7】障害のある人が身近な地域で働き、生活できるよう障害者福祉を充実させること

1. 精神障害者のグループホームを早期に建設すること。
2. 港区の実態に合わせ、グループホームの家賃助成を区として上乘せすること。また利用者負担分の家賃助成を引き上げること。
3. 精神障害者にも心身障害者福祉手当を支給すること。
4. 新たにできる障害者の入所施設については、知的障害者も入所できるようにすること。

【8】安心して学べる学校・施設等の改善のために

1. どの子にもゆきとどいた教育を行うために
 - ① 国と東京都に対して、30 人学級を実施するよう要求すること。
 - ② 港区独自で「少人数学級」を計画的に実施すること。
 - ③ 小1プロブレムの教員配置は、小学3年生以降も加配を継続すること。
2. 小学校の「学校選択希望制」については、防災対策の面からも、廃止を含めて検討すること。

3. 保護者負担を少しでも軽減し、子育てを支援するために
 - ① すべての生徒に、修学旅行に対する補助を行うこと。
 - ② 小中学校の入学支度金を創設すること。
 - ③ 就学援助制度の小学校の新入学児童生徒学用品費等については、中学校と同様入学前に支給するよう改善すること。
 - ④ 学校給食を無料にすること。
4. 高校の授業料の無料化に所得制限を導入しないよう国に要求すること。
5. 国・都に対して、給付型奨学金制度を拡大・充実するよう要求し、区としても給付型奨学金制度を創設すること。
6. 区立幼稚園での3歳児保育の実施園を拡大すること。
7. 小中一貫教育については、国の段階でも教育上の効果を示す科学的データは無い。適宜検証を行い、保護者や地域、教員の意見も踏まえて制度の見直しを図ること。
8. 児童・生徒の増加に対応した学校施設の増設、新設を早急に行うこと。
9. 全国一斉学力テストについては中止するよう国に求めること。港区は参加しないこと。
10. 医療的ケアが必要な子どもの幼稚園や学校への通園・通学について、親の付き添いなしでの通園・通学ができるよう支援体制を整えること。必要に応じて、看護師の配置を行うこと。

【9】区民の生命と健康を守るために

1. シンドラー社製エレベーター事故の教訓を正面から捉え、エレベーター・エスカレーターなどで事故が発生した場合、原因究明、再発防止のため、航空機や鉄道等の事故と同様、国土交通省内に専門の調査機関の設置を国に求めること。
2. WHOの勧告に従って、任意予防接種も定期接種にするよう国に求めること。
3. 基本健康診査の健診期間を延長すること。
4. さんまる健診の対象者を20才以上に拡大すること。
5. 区民の健康を守るために、節目の年齢でCTやMRI、脳ドックの検

査を受ける費用の助成を行うこと。

6. 羽田空港への着陸機が港区上空を低空で飛行する、新たな飛行経路案の撤回を国に求めること。
7. 命と健康を守るためのアスベスト対策について
 - ① 環境課の体制、環境指導・環境アセスメント担当を抜本的に強化すること。
 - ② 石綿含有成形板50㎡以上の建築物の解体については、大気中のアスベスト濃度の測定を義務づけること。
 - ③ 石綿含有成形板を使用している場合は「手作業で取り外す、または十分な散水により粉塵が飛散しないように努める」と努力義務です。川崎市のように、きちんとした除去を義務づけること。
 - ④ アスベストの飛散濃度を測定できる繊維状粒子自動測定器リアルタイムファイバーモニターを購入すること。

【10】中小企業の営業とくらしを守るために

1. 利子補給の拡充、返済期間の延長、返済猶予など、中小企業の融資制度の充実を図ること。
2. 「緊急補償制度」で区の緊急支援融資を申請しても、信用保証協会や金融機関で融資が認められない場合、融資が実行できるよう区の相談体制を強化すること。
3. 無担保・無保証人の「直貸し」融資制度を創設すること。
4. 中小企業への貸し渋り、貸し剥がしをしないよう金融機関に要請すること。
国に対し、金融機関への行政指導を強めるよう要請すること。
5. 固定資産税の小規模非住宅用地の2割減免、小規模住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免、固定資産税の負担水準65%への軽減を来年度以降も継続するよう東京都へ申し入れること。
6. 区内中小企業・商店の仕事確保対策を強めること。
 - ① 分離・分割発注をさらに拡大、徹底すること。
 - ② 本庁、総合支所にとどまらず、すべての区有施設に関する部署で、入札見積り合せなどにこだわらず、地元の業者からの購入をすすめること。メーカーの直接参入はしないこと。

- ③ 区が発注する工事契約について、下請労働者を低賃金で働かせることのないよう、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の推進に関する要綱」にそって、労働者の労働条件を確保するための監視システムをつくること。
- ④ 予定価格の事前公表の中止も含め検討すること。

【11】雇用の場を確保するために

- 1. 保育、介護など区民サービスを改善・充実させるため、区自ら青年の雇用の場を創出すること。
- 2. 雇用、就職など総合的に推進する、（仮称）「雇用対策検討会」を設置し、恒常的な事業とし、関係機関にもはたらきかけること。
- 3. 就職面接会を今後も開催すること。区民に開催の周知を図るとともに、参加企業を増やすため、広く企業への要請・案内を行うこと。
- 4. 若者を違法、無法な働き方で使い捨てる「ブラック企業」を無くすため、ブラック企業規制法、ブラックバイト規制法の制定を国に求めるとともに、関係機関の情報を収集し、悪質な事業者は区の契約に参加させないこと。区内の違反企業には区としても是正の申し入れなどを行うこと。
- 5. 「8時間労働制」を保障し、人間らしく生活できるために、「週15時間、月45時間、年360時間以内」とする厚生労働大臣告示を基本とした残業時間の上限を規制する労働基準法改正を国に申し入れること。
- 6. 教員の長時間労働解消に向け、タイムレコーダーを設置し出退勤時間の管理を行うとともに対策をとること
- 7. 区内企業において、労働法の徹底がされ、違法労働行為をなくしていくために、「サービス残業は違法」「あなたの職場に名ばかり管理職はいませんか？」などのポスター等を作成し啓発すること。
- 8. 「ポケット労働法」を、引き続き成人式の案内に同封して郵送するとともに、区民の利用者が多い区施設やJR・地下鉄の駅にも置くこと。また、1ヶ所の配布部数も増やすこと。雇う側にも労働者の最低の権利を守ってもらうため、「ポケット労働法」を経営者に配布すること。

【12】 平和な港区にするために

1. 戦争と武力による威嚇、又は武力の行使を禁じている憲法9条に違反するとともに、港区平和都市宣言に逆行する「安全保障法制関連法」は廃止するよう国に要請すること。
2. 憲法99条で「…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とされていることから当然のことだが、港区長として、日本国憲法を遵守すること。とりわけ憲法第9条の改定に反対すること。
3. 7月に人類史上初めて核兵器を違法とする核兵器禁止条約が国連で採択されたことを力に核兵器廃絶を実現する運動がスタートしている。唯一の戦争被爆国として、日本政府が核兵器禁止条約に署名・調印するよう要請すること。
4. 核兵器禁止条約にすべての国を参加させる国際世論を高めるため、数億人規模のヒバクシャ署名がよびかけられている。今年の「第9回平和首長会議」でも連携して進めることを確認した。「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に区長が署名するとともに、区民に積極的にとりくむよう呼びかけること。
5. 被爆者に残された時間はあまりありません。区内の被爆者団体と協力し被爆体験をはじめとする戦争体験を次世代に語り継ぐ事業を拡充すること。そのため、教育現場での「被爆体験を聞くつどい」などをすすめること。
6. 広島、長崎の平和式典に呼応して、原爆投下時間に防災無線等で区民等に黙祷をよびかけ、核廃絶を世論に訴えること。また、増上寺や善光寺、長谷寺、泉岳寺などに梵鐘を撞いてもらうよう要請すること。
7. 麻布米軍ヘリポート基地の撤去について
 - ① 毎月の飛行状況（出発地、機種、目的、着陸時間と滞在時間など）を報告させること。
 - ② ヘリ航路下の学校などに騒音計を設置して、騒音調査を継続的に実施すること。青山公園での振動、風害、排ガスの調査を行うこと。
 - ③ 区議会と行政だけでなく、幅広く住民や関係者にも参加してもらい、ア

メリカ大使館、防衛省、東京都に対し、基地撤去を要請すること。

- ④ 米軍が約束を破り、不法占拠している青山公園の即時返還を要求すること。
- 8. 非核平和都市を宣言し、非核宣言自治体協議会、平和市長会議にも参加した自治体として、非核平和自治体条例を制定すること。
- 9. 戦争体験を語れる人が少なくなっている中で、体験の継承、若い世代に実感を伝えるため平和資料館を建設すること。郷土歴史館に計画されている戦争に関する展示には、区民の所有しているものの呼びかけや体験を語る企画など区民参画の視点で充実させること。

【13】財源確保策について

- 1. 都区間の財政調整については、東京都の理不尽な主張に屈することなく、基礎的自治体にふさわしい財源の確保を図ること。
- 2. 財政調整における特別区側への配分55%を引き上げるよう、23区共同して都に強力に働きかけること。
- 3. 財政調整における都心区需要の充実・拡大を図ること。
- 4. 国庫支出金における超過負担を早急に改善するよう国に要求すること。

【14】東日本大震災を教訓に、区民のいのちと財産を守るために

- 1. 災害発生時に、すべての区民・滞在者（視聴覚障害者も含め）にもれなく情報が伝わるよう、あらゆる対策を実施すること。特に、防災行政無線の難聴地域の解消をすすめること。
- 2. 防災ラジオを希望者に支給すること。難聴（障害認定がない）の高齢者には文字表示盤付ラジオを支給すること。
- 3. 全国の自治体と、災害時相互支援協定を結ぶこと。
- 4. 災害時要援護者への支援対策を強化すること。
 - ① 優先度の高い要援護者にもれがないよう、登録者名簿の精度向上および援護担当者の配置、資器材の配備、訓練など確実に機能する体制をつくること。
 - ② 区内の建設関係者の協力を得て、家具転倒防止器具の取り付け支援をした方だけでなく、すべてのお宅を訪問し、室内に家具の転倒などの危険がな

- いか、寝室は安全か等のチェックを行い、家具転倒防止器具の設置やガラス飛散防止フィルムを貼るなど、具体的な支援を行うこと。
- ③ 防災グッズの支給を行うこと（ホイッスルや非常ベル、ソーラー懐中電灯など）。
5. 津波から命を守るため、近くの避難場所として集合住宅や企業などに協力を要請し「津波避難ビル」の協定を結ぶこと。
6. ガケ、擁壁の耐震化助成制度を規模に見あう助成額に改善すること。
7. 高層住宅の特性に応じた防災対策の充実のための支援を強めること。
新規マンションについては事業者を設置させることは当然だが、既存マンションについては要望に応じて次の支援を行うこと。
- ① 備蓄物資の充実については置き場の確保も含めること。
 - ② 6階以上、50戸以上に限定することなく、エレベーター内閉じ込め対策防災キットの設置助成をすること。
 - ③ 階段避難車の設置と訓練を実施すること。
 - ④ マンションの耐震化助成をさらに拡大すること。
8. 防災対策への助成について
- ① 耐震診断・設計、耐震改修助成の対象・助成額の拡大を図ること。また、無利子融資を行うこと。
 - ② 引続き、転倒防止器具の普及に努めること。状況に応じて50ポイントの拡大を図ること。
 - ③ 耐震シェルターの設置助成、**一部の耐震改修助成**を行うこと。
9. 避難所について
- ① 区民避難所（地域防災拠点）になる学校については、区民の生命を守ることを責務とする区として機械警備頼みでなく、警備職員を配置すること。
 - ② 備蓄物資の量と質の充実を図ること。
 - ③ 消費期限の近づいた備蓄物資を有効活用すること。
 - ④ プライバシーの保護対策を充実・強化すること。
 - ⑤ 簡易ベッドの備蓄については、避難者人数に見合うよう拡充すること。
 - ⑥ ダンボールベットの導入をすすめること。
 - ⑦ マンホールトイレを増設すること。

⑧ 介護の必要な人が安心できる施設を確保すること。

10. 帰宅困難者対策について

- ① 帰宅困難者については、国、東京都、港区とで連携をとるようにすること。
- ② 区内大企業については、独自に宿泊施設や食料などの確保を要請すること。
- ③ 緊急車両の通行を妨げないよう道路の確保対策を東京都、23区全体で確立すること。また、大震災発生時の通行のあり方について住民、事業者に徹底すること。

11. 福島第一原子力発電所の重大事故による放射能汚染から子どもと国民の健康を守る対策について

- ① 放射能汚染については、引き続き学校、幼稚園、保育園、公園などできめ細かく系統的な放射線量の測定、汚染状況の調査を実施し、区民への確かな情報を提供すること。
- ② 小・中学校、幼稚園、保育園、児童館などの校庭や園庭、学校菜園の土壌、砂場の砂、植え込みや芝生などの調査を実施し、結果を公表すること。その結果を踏まえて、必要であれば砂・土の入れ替えを行うこと。
- ③ 実態に合わない土壌などの除染基準を引き下げること。また、区民の所有地についても区民の健康を守るため区が除染を行うこと。
- ④ 保育園や幼稚園、学校の水道水の調査を引き続き継続的に実施し、公表すること。
- ⑤ 保育園でのミルクの調整、保育園や幼稚園での飲料水については、ミネラルウォーター（天然水）を使用すること。
- ⑥ 学校や保育園の給食食材の安全確保に配慮すること。
- ⑦ 牛乳については、メーカー毎に放射性物質の検査の実施と結果の公表を求めること。現行、放射性セシウム50ベクレル検出限界値の大幅引き下げを要求すること。あわせて、測定結果の数値を公表すること。
- ⑧ 子どもの体内被曝について、希望者には測定を行う体制を取るなど実態把握にさらに努めること。
- ⑨ 福島原発の事故にともなう対策に要した費用は、すべて東京電力に請求すること。

- 1 2. 危険な歩道橋を撤去するよう、関係機関に働きかけること。

【15】東日本大震災をはじめとする被災地への支援対策について

1. 今後も被災自治体からの要請をしっかりと受け止め、万全の支援を行うこと。
2. 区内に避難されている住民への情報提供、相談は万全の体制で行うこと。
3. 福島原発事故に伴う自主避難者への住宅支援を継続するよう国、福島県に要請すること。港区独自に住宅支援を継続すること。
4. 被災地支援に参加する区民のためのボランティア保険の保険料負担を継続すること。

【16】原発から撤退し、自然エネルギーへの転換をすすめるために

1. 福島原発の事故は原発と人間社会は共存できないことを明らかになったもとので、すべての原発に反対し、「原発ゼロ」の決断をするよう国に申し入れること。
2. 汚染水対策は東電まかせにせず、国の責任で対応するよう申し入れること。
3. 川内原発を即時停止するよう要請すること。また、すべての原発の再稼働、原発の輸出をやめるよう国に申し入れること。
4. 福島原発事故の「収束宣言」を撤回するよう国に申し入れること。
5. 港区として「原発ゼロ宣言」を行い、「脱原発を目指す首長会議」に参加すること。
6. 太陽光発電など再生可能エネルギーへの転換を国に求めること。
7. 自然エネルギー（再生可能エネルギー）利用の拡大をはかるため、さらなる助成の拡大と啓発を強めること。
8. 再生可能エネルギーの区有施設への設置を大幅に拡大すること。当面、避難所となる学校等に「防災対応型太陽光発電システム」の導入をすすめること。国に財政支援を求めること。
9. P P S（特定規模電気事業者）導入を計画的に拡大すること。